

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽 2

2019
February
No.653





平成30年12月末現在
()内は前月比[]内は前年同月比

10,321人(−4)[−59]

● 男4,883人(+1)[−16] ● 女5,438人(−5)[−43]

● 世帯数 4,352戸(−1)[+32]

住民基本台帳より ※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました。

はな

ひと

わ



今月の表紙は成人式で
の一枚です。同級生との
再会を喜ぶ声がたくさん聞こえてきて、撮影しながら私も嬉
しくなりました。この日を迎えられた皆さんのこれからの活
躍を楽しみにしています。さて、2月は東神楽町の冬の風物
詩『ひがしかぐらウィンターフェスティバル』が開催されま
す。先日『雪の遊び場ウパシの森』もオープンしましたので、
冬ならではのイベントをお楽しみください。(た)

目 次 CONTENTS

- まちのできごと.....3
- Pickup6~11
- 健康食育.....12
- ほそめ先生とはじめての花育.....13
- スマイルキッズ.....14
- 子育てコラム.....15
- 子育て・保健案内板.....16
- キムマガ.....17
- 情報案内板.....18~25
- カレンダー.....26

町長
コラム

花のまち随想



東神楽町長
山本 進

平成という時代もあと3カ月余りとなりました。今はまだ深い雪に覆われていますが、この雪が解け、5月からは新元号がスタートすることとなり、新たな時代を迎える気分が高まってきました。

平成の時代にはさまざまなものが進化し、特に、コンピュータの進化やインターネットの普及、携帯電話など情報通信技術の革新によって生活は大きく変わりました。今では、スマートフォンなしに生活することができない人も多くいると思いますし、かくいう私もその一人です。スマートフォンは、電話だけでなく、インターネットの接続、さまざまなアプリ、電子マネーの決済機能など、いろいろな場面で使われます。

逆に頼りすぎていることもあり、昨年9月に起きた胆振東部地震に伴う全道規模の停電の際には、避難所に多くの方が携帯電話の充電に訪れました。役場でも今までの災害とは違う対応をする必要があり、各避難所で充電できるようにしたところでした。しかし、必要な方は予め充電器を持っておくとか、なんらかの備えが必要だったのではないかと思います。既に購入された方もいるのではないかと思います。今一度『非常時の備え』を確認していただければと思います。

平成は、災害の多い時代でした。災害時には、自助、共助、公助が求められます。町でも災害時のための整備を進めてまいりますが、自助の部分につきましては、住民の皆さんの備えをお願いします。

身近な情報などをお待ちしています。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113



前田牛を使ったビーフシチューの日

12月20日(木)

町では、食品ロスの削減を中心とした食育の取り組みを進めており、この日、小中学校では特別給食（ビーフシチューやかぼちゃパンなど）が提供されました。ビーフシチューの牛肉は、町の特産品『前田牛』の切落としを使用。かぼちゃパンは冬場も地場食材を活用しようと JA 東神楽の加工用かぼちゃをペーストにしたものをパンに練り込みました。どの学校も好評で、ビーフシチューの鍋が空になっていました。



武隈選手野球クリニック開催

12月22日(土)

東神楽町出身で、現在埼玉西武ライオンズで投手として活躍されている武隈祥太選手の野球教室が開催されました。今年で4回目の開催で、町内の2つの野球少年団の子どもたちと中学校の野球部員合わせて約50名が参加しました。現役のプロ野球選手に指導してもらえるということで緊張している子もいましたが、武隈選手の丁寧な指導に刺激を受けていたようでした。



特殊詐欺には気をつけましょう

12月28日(金)

年末年始にかけて増加していく特殊詐欺の被害防止のための啓発活動が、旭川空港国内線到着ロビーにて行われました。旭川東警察署・旭川東地区防犯協会連合会の方々だけでなく、北海道警察シンボルマスコットほくと君や、かぐらっき〜も応援に駆け付け、空港利用者へ注意喚起を行いました。振り込め詐欺などの特殊詐欺は誰にでも起こりうることで、少しでも不審に思うことがあればすぐに警察にご相談ください。



災害のない1年を願って

1月5日(土)

役場前駐車場において、東神楽消防団による出初式が行われました。当日は冷え込んだうえに小雪が舞う天気でしたが、団員の方たちは凛々しい顔つきで式に参加されていました。また式の後には分列行進が行われ、役場前から福祉会館まで力強く行進されていました。その後総合福祉会館において、長年に渡って勤続されている方々へ表彰が行われました。

**ふれあい交流館
ひじり野公園特設会場**

2 / 2 土曜日 AM 10:00~



送迎バス停車場所	第1便	第2便	第3便	最終便
南1ー東1(バスセンター前)	9:30	13:00	13:50	
ひじり野1ー1(東聖小学校前)	9:40	13:10	14:00	
ひじり野1ー7(ローソン横)	9:45	13:15	14:05	
ひじり野1ー1(ふれあい交流館前)	9:50	13:20	14:10	17:40
南1ー東1(バスセンター前)	10:00	13:30	14:20	17:50
ウパシの森(スリードーム管理棟)	10:10	13:40		



-

※天候状況などにより一部内容時間帯など変更する場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ 東神楽町産業振興課 ☎(0166) 83-2114

平成29年度

大雪地区広域連合

決算の概要

大雪地区広域連合は、保険者として平成16年4月から業務を開始しています。

平成30年12月21日に行なわれた第3回大雪地区広域連合議会定例会で、平成29年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算の概要についてお知らせします。

※決算額については四捨五入処理をしているため、実際の決算額と異なる場合があります。

◆問い合わせ◆
大雪地区広域連合
☎82-3697

【一般会計】

平成29年度は大雪地区広域連合が保険者として業務を開始し14年目となりました。6名の派遣職員と4名の専任職員で業務を行い、関係町・関係機関と協議を行いながら、住民サービスの低下を招くことなく効率的に事務処理を進めました。

【介護保険特別会計】

平成27年3月に策定した第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）に計上された要介護高齢者数の現状と将来推計などを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、円滑な事業運営と給付の実施を進めました。介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、第5段階である標準的な年額保険料を6万9300円（月額5775円）としています。

介護保険事業準備基金は、平

【国民健康保険特別会計】

成29年度中に2999万円を追加で積み立て、平成29年度末現在の基金残高は6310万円となりました。今後の介護保険料抑制のために有効な活用を図ります。

国民健康保険料については、被保険者の負担軽減と安定化、平準化を図りながら、最少の負担で医療給付が受けられるように料率を設定しました。住民福祉の向上と公平負担の確保という制度の基本に立ち、3町の被保険者にかかる必要な保険給付費を見込み、健全経営ができるよう関係町と協議を重ね、国民健康保険運営協議会に諮問のうえ保険料を決定しました。療養給付費（費用額ベース）は、27億158万円となり、1億9286万円の余剰金が発生しました。これは、医療費全体で予算額を下回ったことな

どによるものです。

国保財政調整基金は、平成29年度中に預金利息を追加で積み立て、平成29年度末現在の基金残高は1億3448万円となりました。今後の国保財政安定化に向けた財源として活用します。

【後期高齢者医療特別会計】

平成20年度から、老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度がスタートしています。

北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っています。

納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。療養給付費（費用額ベース）は47億2141万円となっています。

大雪地区広域連合歳入歳出決算額

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	12億4943万円	12億4791万円	152万円
介護保険特別会計	31億8526万円	30億9192万円	9334万円
国民健康保険特別会計	41億5898万円	39億6612万円	1億9286万円
後期高齢者医療特別会計	8億1250万円	7億4188万円	7062万円
合計	94億617万円	90億4783万円	3億5834万円

介護給付費の状況

区分	給付費総額	受給者数	月額給付費（一人あたり）
居宅介護サービス等給付費	16億6421万円	1304人	10万6353円
施設介護サービス等給付費	11億8858万円	312人	31万7463円
合計	28億5279万円	1616人	14万7112円

保険料収納状況（現年分）

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介護保険料	6億265万円	6億69万円	0	196万円	99.68%
国民健康保険料	7億7302万円	7億5318万円	0	1984万円	97.43%
後期高齢者医療保険料	2億5572万円	2億5506万円	0	66万円	99.74%

国民健康保険被保険者医療費の動向

一世帯あたり	61万2741円
一人あたり	全体 34万3145円
	前期高齢者 48万4715円

後期高齢者医療被保険者医療費の動向

医療費総額	47億2141万円
受給者数	4927人
一人当たりの医療費	95万8272円

確定申告は

期間内にお早めに

問い合わせ 税務課 ☎83-2119

東神楽町役場での確定申告の受付は3月14日(木)まで

役場でも確定申告を受け付けています

■開設期間

還付申告 1月18日(金)～3月14日(木) (土日、祝日および2月21日(木)、22日(金)を除く)

確定申告 2月18日(月)～3月14日(木) (土日、祝日および2月21日(木)、22日(金)を除く)

※譲渡所得を含む申告については、役場で受け付けられない場合があります。

※申告書の作成には時間がかかるため、長時間お待たせすることがありますのでご了承ください。

■開設時間 午前9時～午後5時(受付終了:午後4時30分)

■受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

※2月19日(火)、20日(水)は、夜間受付を行いますのでご利用ください。

(開設時間:午後6時～午後8時 受付終了:午後7時45分)

ふれあい交流館でも確定申告の臨時受付を行います

■開設日 2月21日(木)、22日(金)

■開設時間 午前9時～午後5時(受付終了:午後4時30分)

■会場 ふれあい交流館 会議室1

※2月21日(木)、22日(金)は、役場での受付はしていませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

①収入を確認できるもの(主なもの)

給与所得の源泉徴収票(原本)、公的年金などの源泉徴収票(原本)、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など

②控除額の確認できるもの(主なもの)

- ・医療費控除…医療費の明細書または医療費の通知書(お知らせ)

※明細書および通知書などについては、病院、薬局、人ごとに整理が必要です

※医療費の通知書は、自己負担分の記載がないものは使用できません

- ・セルフメディケーション控除…セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類。(例:職場や町で受けた健康診断やがん検診の結果通知表など)

- ・社会保険料控除…健康保険料の領収書・国民年金保険料控除証明書など

- ・生命保険料控除…支払額などの証明書

- ・地震保険料控除…支払額などの証明書

- ・寄附金控除…寄附の受領書

- ・障害者控除…障害者手帳

※その他の控除などについてはお問い合わせください。

③本人確認書類(『マイナンバーカード』であれば1点、

それ以外は『通知カード』と『運転免許証など』の2点)

④印鑑

⑤口座番号を確認できるもの(還付がある方)



確定申告をすることで税金の還付が受けられます

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、申告をすることにより税金が還付されます。

①総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下である場合（一定額は、所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります）。

②給与所得者で次の控除を受ける方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）などを受けられる場合（給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得（退職所得を除く）についても申告が必要です）。

③年の中で退職した後就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない場合（源泉徴収票で、支払金額と源泉徴収税額のみが記載されている場合）。

④退職所得がある方

次のいずれかに該当する場合。

◆退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合。

◆退職所得の支払いを受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている場合。

⑤所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合。

⑥予定納税をしている方

確定申告の必要がない場合

※住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けて所得税額および復興特別所得税額が発生しない方で、医療費が一定額以上ある場合は、申告をすることによって所得税および復興特別所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります。

旭川北洋ビルで確定申告の受付を行います

旭川東税務署では、確定申告会場を『旭川北洋ビル9階（旭川市4条通9丁目）』に開設します。

※税務署の庁舎内には確定申告会場を設置していませんので、ご注意ください。

○開設期間：2月18日(月)～3月15日(金)(土日、祝日を除く)

○受付時間：午前9時～午後4時

※申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋免許証など）をお持ちください。

※申告書を作成済の方は、旭川東税務署の総合窓口にご提出いただくか、郵送などにより提出をお願いします。

○詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）へ

※自動音声でのご案内となります。

確定申告書は国税庁のホームページで作成できます

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、確定申告会場に行かずに自宅から申告できます。（ID・パスワード方式が始まりました。）

※作成した申告書を印刷して、郵送で提出することも可能です。

e-Taxに関する情報は『e-Taxホームページ』まで
確定申告書等作成コーナーに関する情報は『国税庁ホームページ』まで

※操作に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）まで

事業主の方へ ～法定調書提出期限は1月31日(木)です～

法定調書は平成30年中の支払分をまとめて提出するもので、期限は1月31日(木)です。合計表を添付し、旭川東税務署に提出してください。なお、給与支払報告書の提出は、受給者の住所地の市町村ごとに区分し、それぞれの総括表を添付して当該市町村へ提出してください。また、その際に本人確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード＋免許証など）をお持ちください。詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）までお問い合わせください。

第4回町議会定例会



12月12日に招集され、会期2日間で開催された平成30年度第4回町議会定例会。教育行政を含む一般町行政の概況報告、定期監査の結果報告などが行われたほか、平成30年度の各会計補正予算案、関連条例案などが提出されました。一般質問では、11名の議員から質問があり、提出された議案は原案どおり可決され、13日に閉会しました。

【議案第1号】平成30年度東神楽町一般会計補正予算（第7号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9758万2000円を追加し、予算総額は64億4931万円になりました。

【議案第2号】平成30年度東神楽町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ974万8000円を追加し、予算総額は3億3456万4000円になりました。

【議案第3号】平成30年度東神楽町水道事業会計補正予算（第3号）

今回の補正は、収益的支出を28万7000円減額し、支出の総額を1億7755万3000円とするとともに、資本的収入を1254万8000円減額し、3159万2000円とし、資本的支出を50万円減額し、7830万1000円になりました。

【議案第4号】東神楽町下水道事業の設置等に関する条例

これは、地方公営企業法の財務規定などを適用するために、東神楽町下水道事業の設置および経営の基本に関する事項につ

【議案第5号】東神楽町特別会計条例の一部を改正する条例

これは、公共下水道事業について、地方公営企業法の財務規定などを適用し、企業会計に移行することになったため、地方公営企業法第17条の規定に基づき、東神楽町下水道事業会計を設置するために改正するものです。

【議案第6号】東神楽町住宅使用条例の一部を改正する条例

これは、北海道から購入した旧志比内駐在所および現在建設中の志比内小学校教職員住宅の住宅使用料を追加するため改正するものです。

【議案第7号】東神楽町特定公共賃貸住宅等管理条例の一部を改正する条例

これは、地域優良賃貸住宅に公募の例外に関しての規定を追加するため改正するものです。

【議案第8号】東神楽町地区計画等区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

これは、ひじり野西地区の都市計画用途地域を変更するため改正するものです。

【議案第9号】東神楽町土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

これは、土地改良法第36条の2に『土地改良施設の管理への協力』の条項が新設されたことに伴い、同法を引用している条例に条ずれが生じたため引用条項を改正するためのものです。

【議案第10号】東神楽町水道事業の余剰金の処分等に関する条例の一部を改正する条例

これは、下水道事業の公営企業会計への移行に伴い、毎事業年度生じた利益等の処分について下水道事業を追加するため改正するものです。

【議案第8号】東神楽町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

これは、生活保護法に『進学準備給付金』制度が創設されたことに伴い、文言を追加するため改正するものです。

【同意第1号】東神楽町固定資産評価委員会委員の選任について同意を求める件

東神楽町固定資産評価委員会の委員が任期満了となるため、委員の選任について議会の同意を求めるものです。

▼氏名 三井 節子

【諮問第1号】人権擁護委員候補者の推薦の件

前任者の任期満了に伴う新任者の推薦について、次の方を推薦し議会の意見を求めるものです。

▼氏名 助乗 清光

報告第2号

監査委員からの平成30年度定期監査結果報告に対する改善措置について

【指摘事項1】財産台帳の管理について

町には公有財産台帳、附属図面、物品台帳、基金台帳などが調製されており、財産の取得、処分、異動などの記載がなされています。

公園用地を普通財産に変更した際に、その一部が道路用地となりましたが、面積に不一致がありました。また、財産台帳に記載する基準を誤って理解していたことから記載漏れとなっていたものがありました。

当然のことながら財産台帳などは、正確な表示が求められ、その異動についてもその都度正確に記載されなければならないものであることを再認識してください。

【改善措置（総務課）】

財産台帳等の管理につきましては、関係各課と連携し、異動等があった都度、その状況を確認し、年度末に再度、内容を再確認しているところであります。

ご指摘のとおり、町有財産は、町民の皆さまから負託された大切な財産であることを全職員が再認識し、今回、面積の不一致や記載漏れがあったことを重く受け止め、

改めて、東神楽町公有財産規則等関係法令に従い、公有財産を適切に管理するよう周知徹底を図り、適切な財産管理事務の執行に務めてまいります。

【指摘事項2】 災害備蓄品の台帳整備について

当町において平成28年、平成30年と風水害により、甚大な被害を受け避難所を開設する事態に到りました。

町においては災害に備えて、数量目標を定めて食料、生活用品、各種資材などを備蓄しており、災害などの際に備蓄品の一部を使用していますが、その払出の記録が明確になっていないものがありました。食料、飲料水、衛生用品などにおいては、その保存期限が定められている物が多く、その管理に当たっては時期を見て入れ替えを要するものであります。現実には期限切れとなつてから、払出処分しているものがありました。

災害の緊急時に、その備蓄目的を達成するためには、その保管記録など整然となされていることが肝要であります。

【改善措置（総務課）】

災害備蓄品につきましては、目標数量を定めて備蓄し、台帳を整備しておりますが、9月に発生しました地震による広域停電の際に払出しを行った一部の物資のほか、突発的な断水などの際に該当する地域に配布した飲料水の記録を失念しておりました。

また、保存期限が定められている物資につきましては、適切な入れ替え時期を逸することのないよう計画的な予算計上はもちらんのこと、期限間際の物資を防災訓練などの開催時に払い出しを行うなど有効利用

を図ってまいります。

引き続き、災害備蓄品の数量を把握し発災時などに迅速な対応ができるよう、より一層、正確な台帳管理に努めてまいります。

【指摘事項3】 町税などの収納対策について

町税などの収納対策については、関係各課が連携して自主納付の促進を図ると共に、分割納付など納付相談などにより折衝機会の確保に努める一方、悪質滞納者に対しては滞納処分として預貯金の差押えの実施、上川広域滞納整理機構引継ぎなどにより、町税全体の収入未済額は減少していますが、依然としてその額は多額になっております。

町税は、自主財源の根幹であり、税收確保はもとより公平な税負担を求めることは極めて重要です。特に現年度の未納・滞納における対策を重点に、今後とも自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要があります。

【改善措置（税務課）】

町税などの収納対策につきましては、関係各課と連携し、新たな滞納の発生防止に重点を置き、納期毎に未納者に対して督促状の送付や、電話や文書での催告を行い、自主納付の促進に努めております。

また、納期内での納付が困難な方に対しましては、納付方法について相談を行うとともに、仕事の都合などで日中に相談に訪れることができない方に対して夜間の納付相談などを行い、折衝機会の確保にも努めております。

こうした取り組みを行っても、なお納付されない町税などにつきましては、納税者など個々の状況を考慮した徴収を行うとともに、納付相談に応じていただけない滞納者に対しては、給与、預貯金、自動車などの差押えなどの措置を行っております。

さらに、対応が困難な滞納者につきましては、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収強化に努めております。各種使用料や負担金などにつきましては、利用者負担の公平・公正を保つため、関係課と連携し、訴訟も視野に入れた徴収対策に努めております。

今後も、税收確保と適正・公平な税負担や利用者負担を求め、適切かつ効果的な収納対策を実施してまいります。

【指摘事項4】 補助金に係る事務の執行について

町が支出した補助金について、補助金の交付団体は補助目的事業終了時には、収支計算書を添付して実績報告書を提出することになっており、この実績報告書を精査して補助金額の確定をすることになります。一部収支計算書の記載に不備なものがありましたので、訂正を求めるなど適切な指導が必要です。

補助金は一旦支出されると毎年支出され続けるという傾向を持ちます。中には極めて低額な補助金もあり、その存在意義を再検討することが必要だと考えられます。

また、補助金などの他に行政効果を向上させる方法はないかということも、検討に値するものと思われま

【改善措置（産業振興課）】

補助金に係る事務の執行につきまして

は、東神楽町補助金等交付規則に基づき適正に行うとともに、補助事業者などから提出のあった実績報告書などに不備があった場合には、訂正を求めるなど適切な指導を行ってまいります。

補助金のあり方につきましては、補助金の趣旨や有効性などについて、現在策定中の行財政改革方針の中で検討を進めてまいります。

【指摘事項5】 教職員住宅のあり方について

教育推進課が所管する教職員住宅については、老朽化に伴い下記のとおり入居停止や未入居の状況にあります。

取壊し済のもの 5戸
空き家となっているもの 11戸
(使用困難、取壊し予定・要修繕含む)

教職員住宅の有効活用の方策や処分などに関する方針を策定するなど、今後の教職員住宅のあり方について検討する必要があります。

【改善措置（教育推進課）】

教職員住宅につきましては、そのほとんどが、昭和40年代、50年代に建築されたもので、老朽化が進んでおります。

また、旭川市から通勤している教職員が多いため、入居者がなく、空き家が多くなっている状況にあります。

今後は、一定数の教職員住宅は必要であると考えますが、町内に公営住宅や民間の賃貸住宅も整備されていることから、修繕をして活用する住宅と、取り壊す住宅を精査し、財政状況も勘案しながら順次整備を進めてまいります。

東神楽の 種と実 セレクト

今月の 種と実セレクト

今月の種と実セレクトは、JA東神楽の『東神楽そば』をご紹介します。

『東神楽そば』は、殻のまま丁寧に石臼で挽いたそば粉と、剥いた実を石臼で挽いた2種類のそば粉をブレンドした、無塩・無添加の5割そばです。

そのため、コシがあり、つるつるとのど越しがよく、そば本来のもつ味と香りが楽しめるとても美味しいそばです。

東神楽町では、およそ25戸の生産者が、主にキタワセソバという品種のそばを140ヘクタール以上栽培しています。この面積はお米を除き、小麦、飼料作物に次ぐ栽培面積で、東神楽の



重要な土地利用型作物として生産されています。

そばは、米や小麦などの穀類の中でも、特にビタミンB1やB2、リジンなどの必須アミノ酸や食物繊維が多く含まれ、栄養価が高い食べ物です。

また、毛細血管を強化し、内出血を防ぐ効果のあるポリフェノール類のルチンが多く含まれるため、健康食品としても注目されています。

寒い季節には温かくして、暑い季節には冷たくして、いつでも美味しく食べられる『東神楽そば』は、ホクレンショップ東神楽店やJA東神楽農業振興課で販売しておりますので、ぜひ食べてみてください！



広報用の写真撮影にご理解とご協力を

町では、広報誌の発行やフェイスブックなどのSNSを用いた情報発信などのために、普段の街並みやイベント、学校行事などさまざまな場面で取材、写真撮影を行っています。担当職員が取材、写真撮影を行う時は『東神楽町』と書かれた腕章を着用しています。

撮影した写真の中には、個人を特定できるものもありますが、町の発行物（広報誌・パンフレットなど）やホームページ、フェイスブック、報道提供用に活用するなど、公共的な目的以外で利用することは一切ありません。

町の情報発信や認知度向上のためにも、取材、写真撮影は必要不可欠です。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ

まちづくり推進課
(☎ 83-2113)



臨時職員を募集します

東神楽町では、平成31年4月から勤務する臨時職員を次のとおり募集します。

■勤務期間

平成31年4月1日～平成31年9月30日（更新あり）

■募集職種など

町内各施設に設置のちらしをご覧ください。

■応募方法

- ・町内各施設（※）に設置の指定履歴書に必要事項および希望する職種を記入のうえ、2月1日（金）までに総務課へ提出してください。【郵送可、ただし必着】
 - ・資格が必要な職種に応募する場合は、資格を証明する書類の写しもあわせて提出してください。
 - ・履歴書様式はホームページからのダウンロードのほか、郵送請求が可能です。郵送請求する場合は、120円分の切手を貼付した返信用の封筒（角2型）を同封のうえ、総務課に請求してください。なお、応募受付期限に間に合うよう、早めにご請求ください。
- ※履歴書設置の町内施設：役場総務課、総合福祉会館、これっと総合体育館、ぱれっと、子ども発達支援センター、図書館、ふれあい交流館

■試験など

履歴書により選考した後、面接試験を実施します。

■問い合わせ

総務課（☎ 83-2112）

2/24
2019.

これっと総合体育館

対 象 小学生以上の町民または町内勤務者

チー ム 4 名 1 組 (補欠を含め申込は 6 名まで)

参加料 1 人 200 円

申 込 下の「参加申込書」に必要事項を記入し、
参加料を添えて、これっと総合体育館
またはふれあい交流館にお申込みください。

締 切 2 月 11 日 (月・祝)

その他

1. 予選ブロックの抽選は、事務局にて事前に行います。
2. 審判は参加者相互で行います。予めルールをご確認ください。
3. 小学生のチームは、必ず保護者が同伴してください。
(選手登録しない保護者の参加料は不要です。)
4. 参加申込書にご記載の個人情報は、本事業以外には利用しません。

問合先 東神楽町教育委員会地域の元気づくり課
電話 83-5407 (担当：藪)1 位～4 位まで
入賞賞品あり!!!

タイムスケジュール

8 時 5 0 分 集合

9 時 0 0 分 開会式

競技開始

1 0 時 3 0 分 予選リーグ終了

1 2 時 0 0 分 決勝トーナメント終了
表彰式・閉会式※参加チーム数や進行状況によって時間が
前後する場合があります。

全町フロアカーリング大会

※参加をご希望の方は、これっと総合体育館・総合福祉会館・ふれあい交流館に設置してある
申し込み用紙からお申し込みください。

防災無線放送のメール配信が始まります

2 月 4 日 (月) から、防災行政無線の放送内容のメール配信サービスを開始します。

配信内容は、全町放送とお悔やみ放送です。

配信を希望される方は、下記の QR コードから登録をお願いします。

※各地区放送は配信されませんので、ご注意ください。

■問い合わせ先

まちづくり推進課 (☎ 83-2113)



町内事業所へ戸別受信機を貸与します

町では、このたび町内事業所にも各 1 台、無償で防災行政無線戸別受信機を貸与することにいたしました。設置を希望される場合は、下記申込先までご連絡ください。

■対象事業所

東神楽町内にある全事業所

■締め切り

2 月 19 日 (火)

■申込先

まちづくり推進課
(☎ 83-2113)

健康 ひがしかぐらの の 食育

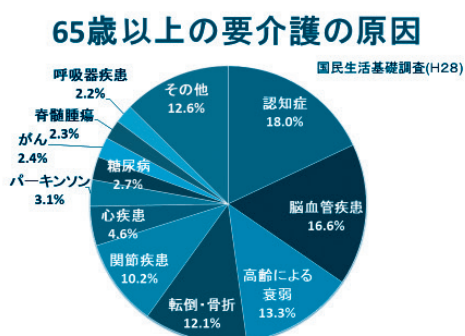
教えてくれたのは…

健康ふくし課 山田 美佳

認知症予防のために今からできること ～“介護の原因1位”の認知症の予防に向けて～

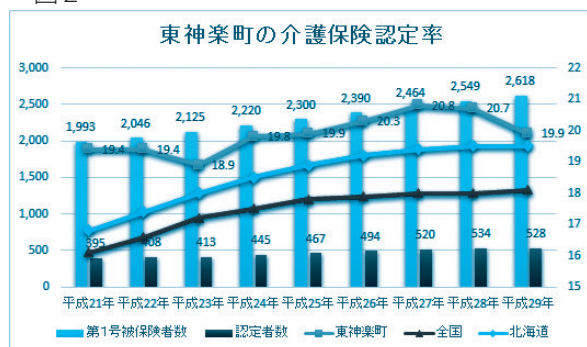
厚生労働省が3年に1度行う大規模調査（国民生活基礎調査）で、介護が必要になった主な原因を調査した結果（図1）をみると、認知症が1位を占めています。これは、東神楽町でも同様の状況がみられ、介護の度合いが重くなるにつれ、その原因疾患の1～2位が認知症となっています。

図1



東神楽町は、高齢化率でみると25.3%と、道内市町村のなかでは下から数えて4番目（平成30.1.1現在）ということで、現在は『若い町』とされていますが、各種推計値をみると、これから高齢化がどんどん進むという試算がでています。また、『若い町』とされている当町ですが、介護保険の認定を受けている人の割合（図2）をみると、全国・全道平均よりも高い現状にあります。

図2



■認知症予防のカギを握るものとは？

認知症の原因となる病気でも最も多いのはアルツハイマー病で、2番目に脳血管性認知症とされています。

かつては、この二つは別個のものと考えられていたのですが、高齢者においてはこの二つの病態が色々な割合で重なりあっているとされており、アルツハイマー病でも血管へのリスク、すなわち動脈硬化を引き起こす『生活習慣病（高血圧、糖尿病、肥満など）』を

予防、または管理することが、認知症の進行予防へとつながるとされています。つまり、アルツハイマー病といっても、血管病の側面があり、血管のリスクを軽減させることが重要であるといえます。

生活習慣病のなかでも、一番トラブルが起きやすく、深刻な病気と言われているものが『糖尿病』で、認知症の最大の原因と言われています。糖尿病をはじめとする生活習慣病ですが、いきなり病気になるのではなく、多くは『生活習慣』の積み重ねによって生じる病気です。

逆にいうと、生活習慣を積み重ねている段階で、早めに異常に気付くことができれば、病気を予防したり、悪化することを防ぐことが可能な病気です。異常に気付く方法の一つが『健診』です。すでに治療中の方も、病気を悪化させないための生活の工夫について知る機会となりますので、病気の早期発見、重症化予防のために定期的な健診の受診をお勧めしています。

ここで、図1を再度見返してみると、生活習慣病の重症化によるもの（脳血管疾患、心疾患、糖尿病）が入っており、それらを合計すると23.9%で、認知症を上回ります。しかも、認知症の最大の原因は糖尿病なので、生活習慣病を悪化させない、重症化させないことが、介護状態にならないための大きなポイントといえます。

■認知症が減っている国も？！

超高齢社会に突入している日本では、今後もさらに高齢化率は上昇し、それに伴い認知症を発症する高齢者も増えていくことが予想されています。しかし、イギリスでは認知症の有病率を20年間で2～3割減少させたという報告（MatthewsFE,etal.Lancet2013）があります。その理由をみてみると、国を挙げて減塩対策、禁煙対策などの生活習慣病対策を行ったということでした。生活習慣病の管理の徹底が、実際に認知症を減らすという成果に結びついたということが示されています。前述した生活習慣病の予防または管理が、認知症予防にとって重要でありかつ有効であることが、この報告からも読み取ることができます。

■認知症についての町民講座を開催！

まずは、認知症について正しく知る、理解することから始めませんか？認知症の予防や早期受診等についての町民講座を2月23日(土)に開催します。詳しくは2月号広報20ページをご覧ください。

ほそめ先生と はじめての 花育

春の芽吹きを想像する

もうすぐ節分です。節分は季節を分けることの意味で、立春の前日になります。暦の上では間もなく春です。但し、現実的には節分の時期は一年で最も寒さが厳しいといわれています。春はもう少し先になりそうですね。節分は長野市にあります『善光寺』で毎年豆まきをさせていただきます。『鬼は外、福は内』と声を出しながらより遠くへ福豆をまき邪気を払います。豆まきは室町時代から続いているといわれ、語呂合わせで『魔目（まめ・豆）』を鬼の目にぶつけることで邪気を追い払い、一年間無病息災を願います。豆まきの後、年の数だけ福豆をいただいて、厄除けをするのですが、最近は食べる豆の数が多くなり、全部食べるのが厳しくなってきました。



節分の時期は、園芸の世界では春に向けた準備の時期になります。私のいる長野県では、節分の頃から3月上旬中旬にかけて、樹木や果樹の剪定の時期になります。今年は平野部の雪が少なく、早い時期から剪定作業が始められそうです。冬季の落葉樹は葉を全て落とし、樹形が良く分かります。樹形を見上げて、色んな方向から眺めて、剪定枝を見極めます。中には冬季に入っても枯れ葉を落とさないカシワなどの例外もありますが、こうした樹木を剪定するときは、枯れ葉をできるだけ落として、同じように樹形をしっかりと観察してから剪定に入ります。

剪定は難しいと思われがちですが、やってみると意外と楽しくできるものです。樹形の観察が終わったら、はしごを安全な位置に固

定して剪定開始です。同じ方向に並んだ『平行枝』は元気な方を残して切り取ります。重なり合った『交差枝』や幹の方へ向かって伸びる『逆枝』は切り取ると風通しが良くなり病気を防ぎます。幹と平行に伸びる徒長枝（立ち枝）は生育が旺盛で樹形を乱します。太くなる前に切り取りましょう。接ぎ木で増殖した樹木は、下部から台木由来のひこばえが出てくる場合があります。栄養を取られてしまいますので早めに切り取りましょう。幹から出る胴吹き枝が多数見られる場合は木が弱っている可能性が高いです。剪定よりも根部に土壌改良材などを施して強い根を育てることをお勧めします。シラカシやヒノキ、コニファー類などの常緑樹は冬季に剪定は行いませんので注意しましょう。常緑樹は寒さから幹を守るために葉を茂らして冬を越えます。この時期に剪定を行うと弱ってしまいます。

剪定で大切なことは、芽吹きの風景や葉が茂ったとき風景を思い浮かべながら切り取ることです。寒い時期の作業になりますので、防寒をして安全にゆっくりと作業を行いましょう。



矢澤 秀成

Profile

現在は、兵庫県、新潟県、静岡県で花好きのマイスターを育成する授業を行い、さらに兵庫県、東京都、静岡県、鳥取県などで、子どもたちと世界に一つだけの花を咲かせる授業を行っている。また静岡県秩父宮記念公園や長野県善光寺、新潟県キラキラガーデンなどのガーデナーとして活躍している。

東神楽10大ニュース2018決定!

広報 12 月号で募集しました、『東神楽 10 大ニュース 2018』が決定しましたのでお知らせします。

1 位	北海道胆振東部地震
2 位	北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使来町、ひがしかぐら健康くらぶ主催燃えるんピック
4 位	かりんこほっかいどう未来子育て大賞受賞
5 位	フラワーフェスティバルにもえあずさん来町
6 位	花まつりにて水森かおりさん来町
7 位	東神楽交番開所、7 月の大雨
9 位	第 5 回ハロウィンパーティー開催
10 位	埼玉西武ライオンズ武隈投手野球教室、台湾大園国民中学校と東神楽中学校の交流事業、君の椅子 500 脚目贈呈、各地域で盆踊り開催、愛食まつり開催、東神楽 PR 内閣発足

たくさんのご応募、ありがとうございました！

1 位のニュースを選ばれた方の中から抽選で 10 名の方に、かぐらっき〜グッズをプレゼントいたします。
なお、当選者は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

2月

子育て・保健案内板

個 対象者へ個人通知 日 日時 場 場所 対 対象 内 内容 持 持ち物 申 申込 他 その他

お問い合わせ

【■】の行事については

【□】の行事については

健康ふくし課健康推進グループ ☎83-5431 こども未来課子育て支援センターぱれっと ☎83-3767

にこにこサロン

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

- 場 ①これっと
②ぱれっと

- 日 ①【平日】午前9時30分～11時30分
【毎週火・木】午後2時～4時
②【平日】午前9時30分～11時30分
【毎週火・金】午後2時～4時
※事業のある日は中止となります。

わくわく教室

- 日 2月1日(金)午前10時～11時
場 これっと
対 0歳児～就学前児と保護者
内 豆まき会
申 1月30日(水)午前中までにこども未来課

にこにこサロン★志比内

- 日 2月13日(水)午後1時5分～2時10分
場 志比内小学校
対 0歳～就学前児と保護者
申 志比内地区以外で参加される方は
事前にぱれっとまでご連絡ください

すくすく広場

- 日 2月25日(月)午前9時30分～12時
集合:これっと9時20分
ぱれっと9時30分
対 0歳児と保護者
内 バス遠足『もりもりパーク』
定員15組
持 着替え、オムツ(必要な方)、
飲み物、(食事はとりません)
申 1月25日(金)～2月20日(水)午前
中までにこども未来課まで

個 乳幼児健診

- 日 2月6日(水)
12時40分～受付
場 役場庁舎 1階和室
対 8カ月～10カ月児
内 計測、問診、小児科診察、保健・
栄養相談、子育て相談
持 母子手帳

助産師健康相談

- 日 ①2月12日(火) ②2月14日(木)
午前9時30分～11時30分
場 ①役場庁舎 1階和室
②ふれあい交流館 2階和室
対 妊婦、0歳児、0歳児の保護者
内 育児相談、母乳相談
持 母子手帳、タオル(母乳相談希望の方)

子宮・乳がん・骨検診

- 日 2月15日(金)
場 旭川がん検診センター
申 検診日の1週間前までに健康
ふくし課(☎83-5431)まで
他 送迎バスを運行します

※詳細は広報12月号
折り込みチラシをご覧ください。

よちのび広場

- 日 2月20日(水)午前10時～11時30分
場 ぱれっと
内 リズム遊び『リトミック』
講師:大橋 綾子 さん
対 1歳～就学前児と保護者
持 着替え(必要な方)、オムツ
申 1月25日(金)～2月15日(金)午前
中までにこども未来課まで

子育て教育相談

- 子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。
日 2月18日(月)
午前9時30分～11時30分
場 ぱれっと
内 歯並びについてエツメイデンタルクリニック呉悦明先生にお話ししていただきます。

これっと・ぱれっと健康相談

- 日 ①2月22日(金) ②2月26日(火)
午前9時30分～11時30分
場 ①これっと総合体育館
②ぱれっと
対 全町民
内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談、歯科相談(①のみ)
持 母子手帳、健康手帳

※こども未来課子育て支援センターが行う行事については
『わくわく便り』に詳細を記載していますので、あわせてご覧ください。

東神楽版

キムマガ!!-Vol.11-

木村 俊孝



Profile

1978年栃木県生まれ。平成18年に内閣府に入府し、経済財政分野を軸にキャリアを積む。平成29年7月に、『地方創生人材支援制度』により内閣府より派遣され、2年の任期で東神楽町の副町長に。趣味は旅行。

まちづくりの主役は誰なのか？

キムマガを連載してからもうすぐ1年が経とうとしています。これだけ書いていると、町民の方々から「副町長いいこと言うわ！私、応援する！」「副町長のやろうとしていることに共感するよ！」「私の言いたいことを代弁してくれた！」という声をうかがう機会が多くなってきました。そのこと自体はとてもうれしいことです。ですが、一方で違和感も覚えます。違和感の原因を突き詰めて考えてみると、『応援』『共感』『代弁』といったワードがどうも引っかかると思ひ至りました。どこことなく『あなた方がまちづくりの主役』で、『私たちはサポーターか批評家』という関係のような言い方が気になったのだと思います。

まちづくりの主役は誰でしょうか？内閣府から来た副町長でしょうか？答えは『NO』です。町を変えるのはヨソモノだとよく言われますが、ヨソモノが主役であってはいけないと思います。ヨソモノというのはあくまでスパイスの一種にすぎず、メインを張るのは、いつだって（役場職員を含めた）この町に住む皆さまだと思っています。

どこの町とは言いませんが、とある町に住む方に話を聞く機会がありました。その方は「うちの町は、ほんっと役場が何もしないんだわー。税金払っているのに怠慢よ。」と言っていました。別の機会にその町の役場職員に話を聞く機会がありました。その職員は「うちの町は、町民が動かないんですよ。なんでもかんでも全部行政にまかせきりなんです。おカネにもマンパワーにも限界があるというのに。」と言っていました。

私はここに地方の闇が存在するなと思いました。町民は『町役場がまちづくりの主役で、自分たちはその役場の取組に対して評価を下す役割』だと思っている。一方で、町役場職員は『自分たちにできることには限られている』と思っている。お金がないことを言い訳に『できない』『難しい』という言葉を発表する。お金がないなら工夫すればいいのにそれをしない。町民も役場も自分がまちづくりの真の主役にはなりえないと思う結果、ポテンヒットというべ

き誰にも手の付けられない分野が出てきてしまう、、、ということではないかと。

例えば、道の駅。東神楽町には道の駅がありません。町民は「町は道の駅を作るべきだ」と言い、役場は「お金がないのでできません」と言うやり取りをよく聞きます。しかし、それは双方の言い分に違和感があります。役場の言い分に対しては、お金がないならどう工夫するかを考えるべきである以上、『お金がない』は道の駅を作らない理由にはならないのだと思います。仮にできないとしても、工夫できないかどのように考えたのか、工夫してもなおできない理由を述べないといけなと思います。一方で、町民の言い分に対しても、道の駅は町役場が作るものだという決め付けはおかしいと思います。民間や町民有志が道の駅らしき施設を作ったって良いはずですが、そもそも道の駅は、収益が黒字になる見込みならば、民間がこぞって道の駅らしき施設を作ることでしょう。そんな中、行政主導で道の駅を作るということは、ややもすると採算の見込めない施設を作ることになりかねません。事実、全国の道の駅の多くは赤字になっており、自治体からの補助金なくして経営できていません。

町民は町が全部やってくれると思うべきではありませんし、役場も役場でお金がない中、いかに工夫するかを考えていかねばならないのだと思います。

東神楽町には強い愛着と、熱い思いを持ち、実行力のある町民が何人もいることを知っています。しかしながら、町民の何人が、「東神楽にふるさと納税してね」と言ってくれたでしょうか？どれだけの人が「うちの町はとていい町だから遊びに来てね」と言ってくれているのでしょうか？「うちの町はなににもない町なんだわー」とネガティブに言ってしまうことはないでしょうか？地元の人がそれでは東神楽のまちづくりやファンづくりは進むわけがありません。町民・官・民が一体となって、町内外から愛されるまちにしていこう姿勢を持つことが東神楽町をはじめすべての町に求められていることだと思います。

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



2月

まちの情報案内板



- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

お知らせ

お気軽にどうぞ心配ごと相談
社会福祉協議会 ☎83-5424

毎日の生活の中のものごとについて、心配ごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話しを伺います。相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

■日程 2月14日(木)

午後1時～4時

■場所 役場庁舎1階 健康相談室

森林所有者の方々へ

東神楽町森林組合 ☎83-2234
産業振興課 ☎83-2114

森林は40年から50年の年月をかけて育てるため、適切な時期に管理をすることが大変重要です。森林の管理は、主に次のとおりです。

■下刈り 植栽した苗木は背の高さが周辺の草より高くなるまで、夏場の下草刈りが欠かせません。

■除間伐 植えた苗木の成長に応じて立木本数を間引きするもので、日当たりや風通しがよくなり木が早く太ります。■植林 山の木を伐採したまま放置すると、土砂が流失した

り、山崩れが発生する可能性が高まります。次代に引き継ぐ森林をつくるためにも、伐採後の植林を行うことが大切です。

これら森林整備の予定がありましたら、東神楽町森林組合または産業振興課にご連絡ください。

農地を相続した時は 届け出が必要です

農業委員会事務局 ☎83-5440

相続、および法人の合併や分割、時効取得などにより農地を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です。

届出の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から、おおむね10か月以内となっています。

なお、相続された方が農地を耕作できない場合は、地区担当農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

ヘルプマーク・ヘルプカードを 配布しています

健康ふくし課 ☎83-5430

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、知的障がい・精神障がい・発達障がいなど、外見から分からなくて

東神楽町議会議員選挙 立候補予定者説明会を開催します

4月21日(日)執行予定の東神楽町議会議員選挙における立候補予定者説明会を、次のとおり開催します。当日は、立候補届出に必要な書類の配布や手続きおよび、選挙運動などに係る説明を行いますので、立候補を予定されている方および関係者の方(立候補者含め3名まで)はご出席ください。

■日時

平成31年3月1日(金) 午後1時30分～

■場所

東神楽町役場2階 研修室2

■問い合わせ 総務課(☎83-2112)

森林組合からのお知らせ

■平成31年度森林整備・きのこの斡旋について

平成31年度に植林間伐、森林評価などの計画がある方や、シイタケ、ナメコなどの種駒菌のお申し込みは以下の通り東神楽町森林組合までお申し込みください。

※きのこの類の申し込みに限り締切

平成31年2月20日(水)



■事務局 清河 携帯 090-9756-3658

■問い合わせ・申込み 東神楽町森林組合(☎・FAX 83-2234)

【有料広告】



も援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするものです。

■ヘルプカードとは
障がいがある人などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。災害時や緊急時など、障がいのある方などが困ったときに周囲の方から手助けを求めるためのものです。

■配布場所
健康ふくし課3番窓口

■配布方法など
配布申出書の記入をお願いします。（各種障害者手帳の提示や印鑑などは不要）
※ふれあい交流館で受け取りを希望される場合は事前に健康ふくし課にご連絡ください。
※ご家族や代理人による受け取りも可能です。

ヘルプマークを身につけた方をみかけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

母子父子寡婦福祉資金の申請

健康ふくし課ふくしG ☎83-5430

北海道では、母子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉の増進を目的に、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行っています。

貸付資金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・就職支度資金・修業資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金

貸付対象・限度額・期間など

貸付資金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早期にお問い合わせください。なお、修学資金の借入れを希望される方は、3月1日（金）までにご連絡ください。

北方領土の返還について考えてみませんか

まちづくり推進課 ☎83-2113

北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。北方領土返還要求運動が始まってから60年以上が経過していますが、領土返還への具体的な道筋は今なお見え

ないまま現在に至っています。

北方領土問題の1日も早い解決を期待している北海道としては、道民世論の結集を図るため、2月7日の『北方領土の日』を中心に、啓発活動を展開しています。皆さんの北方領土返還運動へのご理解とご協力をお願いします。

東聖小規模保育園の保育室を移動します

東聖小規模保育園 ☎83-3323

東聖ひじり野地区地域世代交流センターぱれっとの増築工事のため、2月下旬頃までに東聖小規模保育園の保育室を、同建物内の子育て支援室へ移動します。また、通園児の保護者様には別途文書などでお知らせします。

なお、前述の移動に伴い、子育て支援センターで開催する子育てサロンなどの会場は、『わくわく便り』で詳細をお知らせします。



家庭教育講演会

家庭教育支援事業の一環として、『学年ビリのギャルが1年で偏差値を40上げて慶應大学に現役合格した話』の著者・坪田信貴の右腕として活躍されている、中野正樹氏をお招きして、家庭教育講演会を開催します。多くの方のご参加をお待ちしています。

- 日 時 2月16日（土） 午前10時～（9時30分開場）
- 場 所 東神楽町総合福祉会館
- 参加費 無料
- 講師 中野正樹氏（坪田塾代表）
- 演 題 子どもの底力を引き出す5つの方法
- 申し込み 2月8日（金）までに、地域の元気づくり課までお電話でお申し込みください。
- その他 託児もありますので、ご希望の方は事前にお申し込みください。

■問い合わせ 地域の元気づくり課（☎83-5407）

総合体育館の会議室・談話室の工事をします 館内喫煙室を撤去します

総合体育館内の会議室および談話室の改修工事を2月下旬以降に予定していますので、工事期間中は次の部屋をご利用ください。

なお、館内にある喫煙室も工事により撤去となり、館内では喫煙ができなくなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ・地域世代交流センターこれっと2階 創作室（使用料 1時間600円、減免後料金 1時間300円）
- ・総合体育館1階プレイルーム（貸切使用以外は、無料開放します。）

■問い合わせ こども未来課（☎83-5423）

年 金

口座振替による前納は
2月末までにお申し込みを

旭川年金事務所 ☎27-1611
(音声案内 2 ↓ 2)

国民年金保険料の納付に『口座振替』をご利用いただくと、納付のたびに金融機関などに行く手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

また、4月分から翌年3月分まで、一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると、保険料が割り引きになります。

口座振替での前納には、6か月分（4月分から9月分、10月分から翌年3月分）、1年分（4月分から翌年3月分）、2年分（4月分から翌々年3月分）の3つの振替方法があり、期間が長いほど割引額は増加します。4月分からの口座振替による前納をご希望の場合は、2月末までに金融機関の窓口または年金事務所での申し込み手続きが必要です。



国民年金保険料の納付を
クレジットカードでも

旭川年金事務所 ☎27-1611
(音声案内 2 ↓ 2)

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付することができ、平成29年4月からは、新たにクレジットカード納付による2年前納が可能となり、ますます便利な納付方法になりました。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。クレジットカード納付をご希望の方、またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、旭川年金事務所へお問い合わせください。

募 集

自衛官候補生などを募集します

自衛隊旭川地方協力本部南地区隊
☎54-5617

【自衛官候補生】

■資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の男女（採用予定月の1日現在）

■受付期間 年間を通して受付

■試験日 3月3日(日)・4日(月)のいずれか1日

■試験会場 自衛隊旭川地方協力本部（旭川春光町）

【自衛隊幹部候補生（一般）大卒程度試験】

■資格 日本国籍を有する22歳以上26歳未満の男女（平成32年4月1日現在）（20歳以上22歳未満の者は大卒（見込み含む））

■受付期間 3月1日(金)～5月1日(水)

■試験日 一次試験 5月11日(土)・12日(日)
(12日は飛行要員のみ)

■試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

高齢者事業団員を募集します

高齢者事業団事務局 ☎83-5425

高齢者事業団では、経験や能力を生かして健康で仕事に生きがいを求めている、おおむね60歳以上の町内在住の方を対象に平成31年度の新会員を募集します。

■作業内容

- ・公園などの草刈り、清掃
- ・公共花だんの植栽、除草
- ・各公共施設の管理、清掃
- ・環境整備のほか一般作業など

■申し込み 2月13日(木)までに東神楽義経公園内の高齢者事業団事務局までご連絡ください。

参加しませんか 町民講座『認知症を知ろう』

地域で支えあい安心して暮らせるまちをめざし、認知症について正しく学び、認知症の人や家族を温かく見守ることができるよう、東神楽町とエーザイ株式会社の共催により開かれる講座です。

■日時

2月23日(土) 午後2時～4時

■場所

ふれあい交流館 第1アリーナ

■対象

認知症についての理解や支援に関心のある町民の方

■内容

- ・基調講演 相川記念病院認知症疾患医療センター長 中條 拓 氏
- ・実践報告 グループホームひじり野
施設長 對馬 哲也 氏
東旭川宏生会居宅介護支援事業所
管理者 原田 健二 氏

(座長：東神楽町国保診療所長 相馬 光宏 氏)

■定 員

150名（参加費無料）

■申込み

2月20日(木)までに健康ふくし課介護予防グループへ

■問い合わせ 健康ふくし課介護予防グループ(☎83-5600)

電話予約で土日や夜間でも証明書などの交付が受けられます

平日の開庁時間内に来庁できない場合は、事前に住民票や証明書などの交付を電話で予約し、土・日・祝日または、夜間に役場で受け取ることができます。なお、受け取りはご本人、または予約時に指定した同一世帯の方に限りますので、予約時に受け取りに来られる方をお申し出ください。

※休日や夜間は、予約受付をすることはできません。

■予約可能な証明書など

①住民票の写し（くらしの窓口課 戸籍グループ：☎ 83 - 5401）

住民票の写し

※戸籍謄抄本、印鑑証明書は交付できません。

②所得、個人住民税額に係る証明書（税務課課税グループ：☎ 83 - 2119）

所得証明、児童手当証明、課税証明、納税証明（軽自動車税納税証明書を含み、法人町民税は除く）

③固定資産に係る証明書（税務課課税グループ：☎ 83 - 2119）

評価証明、評価通知書、公課証明、資産証明、所有証明

④被保険者証、受給者証などの再交付（健康ふくし課 ふくしグループ：☎ 83 - 5430）

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、重度・ひとり親・子ども医療費受給者証の再交付（新規交付はできません）



■電話予約時間

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

■受け取り

- ・予約された証明書などは、土曜日、日曜日、祝日の午前8時30分から午後9時まで、または月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午後5時30分から午後9時までの間に役場守衛室（役場南西側入口）で交付します。
- ・交付のときには、請求書または申請書の記載が必要です。（被保険者証（注1）、限度額適用認定証（注1）、受給者証の再交付の場合は、印鑑を持参してください）。
- ・手数料はおつりがないように持参してください。
- ・予約された来庁者の本人確認のため、マイナンバーカード（写真付き）、運転免許証、健康保険証などの提示を求めますので、ご協力をお願いします。
- ・軽自動車税納税証明書の交付の際には、車検証が必要となりますので持参してください。

（注1）マイナンバーを確認できるものを持参してください。

（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票）



■問い合わせ ①くらしの窓口課（☎83-5401） ②③税務課（☎83-2119） ④健康ふくし課（☎83-5430）

ご協力ありがとうございました! 東神楽町社会福祉協議会からお知らせ

赤い羽根共同募金・歳末助け合い義援金の実績

■赤い羽根共同募金

昨年 10 月 1 日から展開した『赤い羽根共同募金』には、多くの皆さんの参加とご協力をいただきました。住民の皆さん、各企業をはじめ、運動推進にご協力いただいた女性ボランティア、あゆみの会、小中学校児童生徒の皆さんに厚くお礼申し上げます。寄せられた募金は全額、民間の社会福祉事業など道内の福祉施設の設備、各種福祉活動や運動推進のために役立てられます。また東神楽町社会福祉協議会への助成金は、地域福祉活動やボランティア活動資金などに充てられます。

共同募金の実績	総額 154 万 3631 円
戸別募金（行政区）	103 万 8950 円
企業募金	29 万 4000 円
学校募金	2 万 3410 円
街頭募金	2 万 6281 円
職域・個人ほか	16 万 990 円

（平成 31 年 1 月 10 日現在）

■歳末助け合い義援金

昨年 12 月 1 日から実施した『歳末たすけあい運動』では、全町の皆さんのご支援により、多くの義援金が寄せられました。

ご協力いただきました町民の皆さんや関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

寄せられた義援金は、12 月 26 日開催の審査委員会により助成を決定し、町民そろって明るいお正月を迎えるため、支援を必要とする世帯に対し、直接届けられました。なお、助成内訳については、事業終了後にお知らせします。

皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

義援金の実績	総額 113 万 4150 円
戸別募金（行政区）	107 万 9150 円
団体募金	5 万 5000 円

（平成 30 年 12 月 31 日現在）

■問い合わせ 社会福祉協議会 (☎83-5424)

ひがしかぐら禁煙分煙推進担当大臣からのお知らせです!

『健康増進法の一部を改正する法律』が公布されました

望まない受動喫煙の防止を図るため、平成 30 年 7 月 25 日に『健康増進法の一部を改正する法律』が公布されました。多くの方が利用する施設などの区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設などの管理者が講ずべき措置について定められています。

【基本的な考え方】

1. 『望まない受動喫煙』をなくす
2. 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮する
3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施する

【施設の区分】

1. 学校・病院・児童福祉施設・行政機関・旅客運送事業自動車・航空機…敷地内禁煙

※受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた『特定屋外喫煙場所』での喫煙は可能。

2. 多くの方が利用するその他の施設・旅客運送事業船舶・鉄道…屋内禁煙（喫煙専用室は可）

※対象施設の一例…飲食店・ホテル（客室は除外）・事業所（職場）

【施行期日】

2020 年 4 月 1 日（施設区分の 1 については、公布後 1 年 6 カ月以内で別に政令で定める日に施行されます。）

※詳細は、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>) でご確認ください。

受動喫煙対策への皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。「吸わない人には吸わせない」まちを目指しましょう!

■問い合わせ 健康ふくし課健康推進グループ (☎83-5431)



～町へ人へ きれいな花を～ 育苗センター 花の駅通信

花の『種まき』をしてみませんか？

『花のまち』にも春が近づき、そろそろ花の種をまこうかという方もいらっしゃるのではないのでしょうか？種をまいても芽が出ない、生え揃わないなどの声も多く寄せられます。そこで今回は育苗センター秘伝のチョットしたコツをご紹介します。

花によって高い温度を好むものや低い温度を好むもの、また発芽に明るい条件が必要なもの、暗くないと発芽しないものなどがあります。種の袋には発芽に必要な温度や掛け土などの情報が書かれているのでよく読みましょう。早い時期の種まきは、暖かく日当たりの良い窓辺などの場所に置きたくりますが、冬場とはいえ直射日光に当たると土の表面は高温になってしまいます。その一方で水は温まりにくく、最適な温度を保つことが難しい状態になります。直射日光を避け、水はあらかじめ適温まで温めたものを使うと発芽率はぐんと上がることも。また掛け土には、種の保湿や光を遮る目的もあるため、必要なものには種が見えなくなるように掛けるようにしましょう。自分のまいた花の種で『花のまち 東神楽』を花一杯にしませんか？今年は花の種まきにぜひ挑戦してみてください。

『花の駅』イベントのお知らせ

2月の予定は…

✳ハーバリウムを作ろう

✳ドライフラワーで手作りアレンジメント

1月イベントよりもさらにパワーアップ。どちらのコースもさまざまな選択肢ができました。お好きなものを組み合わせ、より自分好みの作品づくりが可能になりました。

詳しくは、育苗センター（電話 83-3356）、『花の駅』店頭までお気軽にお問い合わせください。

また、花や観葉植物の植え替えなどにご利用できる貸スペースも引き続き実施中です。



✳育苗センター『花の駅』2月の営業日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

※網掛けされている日はお休みです。

✳育苗センターフェイスブック

育苗センター『花の駅』は、フェイスブックでも発信中です。



✳営業時間

午前10時～午後4時（休店など変更の場合があります）
東神楽町南2条東2丁目（中央保育園裏）

■問い合わせ 育苗センター 花の駅 ☎83-3356

地域おこし協力隊が行く!

はじめまして!

先月12月より東神楽町地域おこし協力隊の3人目として、名古屋から移住して来ました滝澤ゆかりです。私の協力隊としての活動内容は『花のまちづくり支援業務』です。東神楽町で花のまちづくりが始まったのは半世紀以上前の昭和30年代からということで、町内公共花壇の整備や町営育苗センターで花苗の生産など、既に色々な活動が行われてきたようです。今後はオープンガーデン活動を発展させるなど、より多くの町民の皆さまが植物と触れ合うことで癒されながら健康な生活ができるような活動ができればと考えています。

私自身はこれまでいろいろな所で生活を

してきて、道内網走にも8年間住んでいました。新しい土地で生活することは不安もありますが、それぞれの地域により気候や習慣、食べ物や言葉、そして育つ植物の種類など違いや不思議なことなど、今まで知らなかったことを発見する楽しみや、何よりすてきな方々との新しい出会いなど、喜びもたくさんあります。

ここ東神楽町の魅力もどんどん発見しながら、町の皆さまのお話を伺い『花のまちづくり』に少しでも貢献できることを考えながら活動していきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します



滝澤 ゆかり

Profile

名古屋出身。これまでカナダ、網走で生活してきて、暑さには弱い寒いのはOK。レストラン、ホテル業界を経て、東神楽町の地域おこし協力隊として勤務。趣味は読書、音楽鑑賞、パン屋さんや美しい場所を訪れること。

ある日のこと...



リェン・ジーン

Profile

1981年台湾生まれニュージランド育ち(両方の国籍を所有)。大学ではマーケティングと日本語を専攻。台湾語・中国語・英語・日本語の4ヶ国語に精通。2005年に英語指導助手として来日。2014年から東神楽町の国際交流員(CIR)として勤務。趣味は読書、着物の着付け、ネイルアート、手工芸など。

リバースカルチャーショック

皆さんは『リバースカルチャーショック』という言葉は聞いたことがありますか?これは、母国に帰ってカルチャーショックを受けることを言います。私は何回も経験したことがあります。

私は、人生の3分の1を日本で過ごしているので、日本での生活や習慣は身についています。本来自分の意見は必ず言うタイプですが、よく遠慮する日本人により近くなってきました。例えば、レストランに行って飲み物を『氷なし』で注文して、氷が入ってきても、文句を言わず我慢します。セットメニューの組み合わせを変えたくても変更できないため、結局単品で追加注文したりします。自分の中でそういうことがだんだん『普通』になってきたとき、海外出張でリバースカルチャーショックを受けました。

東神楽町は台湾と交流があるので、台湾へ出張することがあります。この前の台湾プロモーション活動の休憩中に、昼食を食べに行きました。焼きビーフンを食べたかったのに、セットメニュー

にご飯の写真しか載っていなかったため、単品の焼きビーフンを別に注文しました。その際店員さんに「ご飯はいらないですか?変えてあげますよ。」と言われて、セットメニューに変更してもらいました。とてもありがたかったです。

しかし、困るときもあります。台湾の名物『タピオカミルクティー』を買に行ったとき、ミルクティーが苦手な私は別の飲み物を注文し、タピオカを追加で注文しました。その際店員さんから「大きいタピオカか小さいタピオカ、どちらにしますか?氷の量は?砂糖の量は?」とどんどん質問されて、単純に飲み物を注文しただけなのに、質問の多さにストレスがたまりました。

海外旅行に行ったときに、カルチャーショックを受けるのは当たり前だと思いますが、皆さんは日本に帰国してから『リバースカルチャーショック』を受けた経験はありますか?



図書館からのお知らせ

■ 東神楽町図書館 ☎ 83-4646

東神楽町図書館新刊

パワハラ不当解雇 (高橋秀直)
自分で耐震診断ができる本 (保坂貴司)
呪われ女子に、なっていませんか？ (山田ノジル)
宇宙飛行士に聞いてみた！ (ティムピーク)
クローズアップ！航空管制室 (村山哲也)
子惚ればなし。 (眠井アヒル)
大人の語彙力ノート (斎藤孝)
最高の入浴法 (早坂信哉)
フランス座 (ビートたけし)
平戸から来た男 (西村京太郎)
かいけつゾロリロボット大さくせん (原ゆたか)
えいごめいろ 24 (ひやまゆみ)
オリンピックのおばけずかん (斉藤洋)

JA文庫新刊

きょうから、料理上手 (山脇りこ)
シングルだしで、すぐごはん (堤人美)

このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館に多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

おすすめ絵本



<東神楽町図書館ブックリスト『ほんのほん』から>
『タンゲくん』片山健 / 作
(福音館書店)

ある日突然やってきて、わたしの膝の上に座ったのら猫のタンゲくんは、飼い猫になった。でも、タンゲくんは猫だから、外で見かけるとそっけない。そういう素っ気なさにもしかすると、タンゲくんはどっかの飼い猫で、違う名前と呼ばれて暮らしているのかも？なんて考えてしまう。そんな心の葛藤が描かれてちょっと切ないけど温かい絵本です。

イベント案内



小林白炎「命の言霊II」 水墨画展

■ 展示期間 2月2日(土)～2月28日(木)
■ 展示会場 東神楽町図書館展示ホール・展示ギャラリー

大友剛&おおたか静流 ～マジカルでんでらコンサート～

ミュージシャン＆マジシャン＆翻訳家大友剛さん、ミュージシャンおおたか静流さんによる絵本の読み聞かせや歌と演奏のパフォーマンスショーです。

■ 日 時 2月16日(土) 午前10時～
■ 場 所 ふれあい交流館第2アリーナ
■ 参加料 無料
■ 問い合わせ 東神楽町図書館 (☎83-4646)

おうまのおやこ おはなし会

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』による
絵本よみかせ会

■ 日 時 2月23日(土) 午前10時30分～
■ 場 所 ふれあい交流館
■ 参加料 無料(事前申込み不要)

雑誌スポンサーを募集します

東神楽町図書館・ふれあい交流館図書室の雑誌スポンサーを募集します。

詳しくはホームページに掲載されている『平成31年度東神楽町図書館雑誌スポンサー募集要領』をご覧ください。

※募集期間 平成31年2月22日(金)まで

2月22日(金)は月末図書整理日のため休館日となります。本を返却される方は図書館裏口のブックポストをご利用ください。



イベント カレンダー

休館日案内 ☐ 交流プラザつつじ館 ☒ 東神楽町図書館

1 日 (金)	■臨時職員募集締切 (P10) ■わくわく教室 (P16)	
2 日 (土)	■ひがしかぐらウィンターフェスティバル2019 (P4) ■図書館展示 小林白炎『命の言霊 II』(～28日まで) (P25)	
3 日 (日)	■全町卓球大会 (広報1月号:P18)	つ
4 日 (月)	■防災無線放送メール配信開始 (P11)	図
5 日 (火)		
6 日 (水)	■乳幼児健診 (P16)	
7 日 (木)	■北方領土の日 (P19)	
8 日 (金)		
9 日 (土)		
10 日 (日)		つ
11 日 (月)	【建国記念の日】	つ・図
12 日 (火)	■助産師健康相談(役場) (P16)	
13 日 (水)	■にこにこサロン★志比内 (P16) ■高齢者事業団員募集 申込締切 (P20)	
14 日 (木)	■助産師健康相談(ふれあい交流館) (P16) ■心配ごと相談 (P18)	
15 日 (金)	■子宮・乳がん・骨検診 (P16)	

16 日 (土)	■家庭教育講演会 (P19) ■大友剛&おおたか静流～マジカルでんでらコンサート (P25)	
17 日 (日)		つ
18 日 (月)	■確定申告受付開始(～3月14日) (P6) ■子育て教育相談 (P16)	図
19 日 (火)	■確定申告夜間受付 (P6) ■町内事業所向け戸別受信機設置申込締切 (P11)	
20 日 (水)	■確定申告夜間受付 (P6) ■よちのび広場 (P16)	
21 日 (木)	■確定申告受付 (ふれあい交流館) (P6)	
22 日 (金)	■確定申告受付 (ふれあい交流館) (P6) ■これっと健康相談 (P16) ■雑誌スポンサー募集締切 (P25)	図
23 日 (土)	■町民講座『認知症を知ろう』 (P20) ■おうまのおやこ おはなし会 (P25)	
24 日 (日)	■全町フロアカーリング大会 (P11)	つ
25 日 (月)	■すくすく広場 (P16)	図
26 日 (火)	■ばれっと健康相談 (P16)	
27 日 (水)		
28 日 (木)		



ご意見・ご感想を
お寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日/平成31年1月24日発行 発行者/東神楽町
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>

東神楽町

検索

編集者/まちづくり推進課

